

幼稚園・こども園・保育所（園）登園許可書

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐため、感染力のある期間は、登園を停止させていただきます。下記の感染症について医師の診断による登園許可証明書の提出をお願いいたします。

園児氏名

| 該当疾患に○ | 疾患名 | 登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する |
|--------|----------------------------|---|
| | 麻疹（はしか） | 解熱後3日を経過するまで |
| | 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が、かさぶたになるまで |
| | 流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 結核 | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | 咽頭結膜熱 （プール熱・7才ノウイルス感染症） | 主な症状が消失した後2日経過するまで |
| | 流行性角結膜炎（はやり目） | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 （O157など） | 医師により感染のおそれがないと認められるまで |

上記の疾患で 令和 年 月 日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 年 月 日より登園をしてよいことを証明します。

*園生活での注意事項

()

証明日： 令和 年 月 日 医療機関名 _____

医師名 _____ 印

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より ※一部「学校保健安全法施行規則」準用

幼稚園・こども園・保育所（園）登園届（保護者記入）

在園児童がよくかかる下記感染症については、「登園のめやす」を参考にされ、医師の診断にしたがい登園届の提出をお願いいたします。

なお、園での集団生活に適応できるように、全身状態が良好であることが基準となりますので、登園する際にはご配慮ください。

※登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

| 登 園 届 | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">園長あて</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> | <p style="text-align: center;">クラス名</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="text-align: center;">園児氏名</p> <hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 5px 0;"/> |
| <p>病名「」と診断され</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日 医療機関名「」において</p> <p style="text-align: center;">病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">令和 年 月 日 保護者氏名</p> | |

※医師の診断を受けて、保護者の方が記入する登園届が必要な感染症

| 該当疾患 に○ | 疾患名 | 登園のめやす |
|------------|--|----------------------------------|
| | 溶連菌感染症 | 抗菌薬を内服後24～48時間経過していること |
| | マイコプラズマ肺炎 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| | 手足口病 | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| | 伝染性紅斑（リンゴ病） | 全身状態が良いこと |
| | 感染性胃腸炎 <small>（ノロ・ロタウイルス・細菌等）</small> | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| | ヘルパンギーナ | 発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| | RSウイルス感染症 | 呼吸器症状が消出し、全身状態が良いこと |
| | 带状疱疹 | すべての発しんが痂皮化してから |
| | 突発性発しん | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |
| | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで |
| | 新型コロナ | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること |

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より※一部「学校保険安全法思考規則準用」